

## 神戸中央ビルに「休養室」設置

### オアシスコーナーの分煙対策も実施

#### N関労の職場要求実現

昨年の5月28日、当労組と兵庫支店との団体交渉において、当労組の要求に対して会社側が回答していた神戸中央ビルの「休養室」がこのほど完成することとなった。「休憩室の設置を」という当組合の要求からみると程遠いものではあるが、何もなかった状態からみると前進であり、これによって体調が優れないとき、横になることができる場所ができたことは意味が大きいと思われる。今後の改善要求をN関労としても集約していきたい。

この「休養室」は厚生労働省の「事務所衛生基準規則」第21条で事業所に設置が義務付けられているもので、会社側はこれまで違法状態を放置していた。

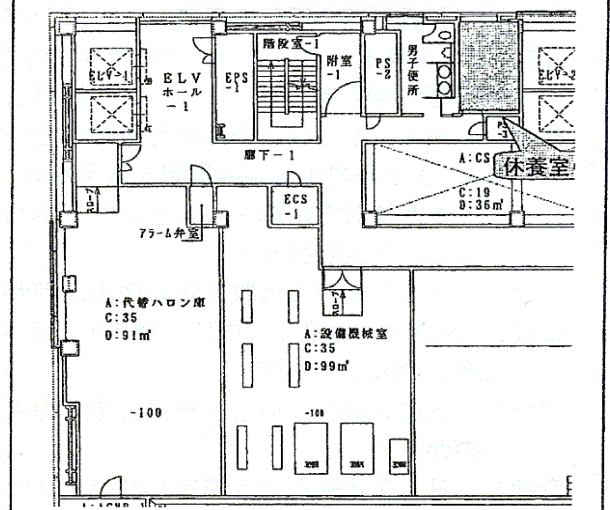
また同日の団体交渉において当労組が指摘していた神戸中央ビルのオアシスコーナーの分煙対策においても工事がされることとなった。

この分煙対策は2003年4月から施行された「健康増進法」第25条において受動喫煙の防止対策が事業所に義務づけられているもので、駅がこの法律によって全面禁煙となったことは良く知られている。これについても会社は当労組が指摘するまで何の対策もとっていなかった。

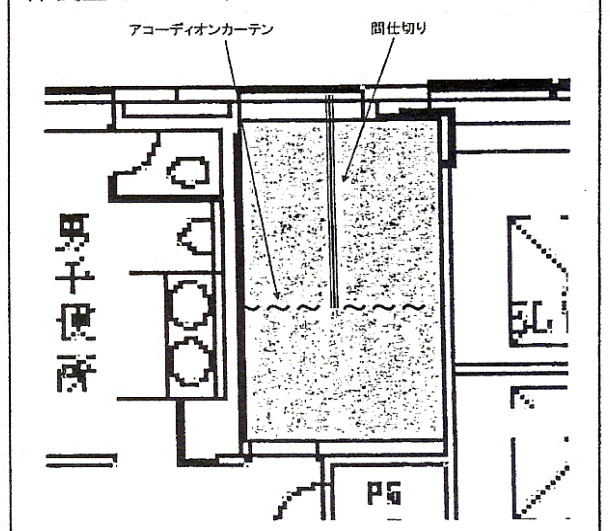
「休養室」は11階に設置され、レイアウトは別記のとおり。工事は今月11日完成する。

またオアシスコーナーの分煙対策は排気口を2個から3～4個に増設し、排気ファンを取替える(15階は吸気口も新設)もので15階から22階において実施、工事は今月1日に完成した。

11階休養室の場所



休養室イメージ図



# 対西本社団体交渉記録

2004.1.8 (分責は当組合)

## 企業年金(税制適格年金)について

- 組合) 財政再計算は終了したのか。  
決算書は開示できないのか。
- 会社) 終了したが、開示はできない。  
保険会社に委託しているのでレポートに過ぎない。  
公式なものではない。公表する義務も無い。  
社員に対しては組合を通じて知らせています。
- 組合) 経過措置の提示を見直したのはなぜか。
- 会社) 11月17日の提示は最終決定ではない。  
受給者の事を考え26日に最終の提示とした。
- 組合) 現在支給されている者も考えてというのなら、なぜ最初から経過措置を考えないのか。
- 会社) まだ検討の余地を残したのは、少しでも早くという気もあった。
- 組合) H12年からの収入減の理由は何か。
- 会社) 利差損の悪化。(市場の悪化)と人員(加入者)の減少が原因。
- 組合) 人員の減少は構造改革によるものではないのか。
- 会社) H12年時点には構造改革の案はなかった。  
ITバブルが1年で弾けてその反動が出た。
- 組合) 今若干、株が持ち直しているが。
- 会社) それはあるが最低値からの持ち直しです。
- 組合) 収入が落ち込んでいる理由が構造改革なら、「確定給付企業年金法」にいう減額の根拠に合致するのか。  
減収の理由は会社の責任ではないのか。  
毎年会社としてどれだけ負担しているのか。
- 会社) 構造改革が原因ではなく、利差損が原因です。  
補填については、PSL(過去勤務債務)がまさにそのものです。  
H4年以前から補填はしてきた、全体で1000億円ぐらい。  
問題は、利差損が増加した中での問題であ

- り、厚生労働省に認可されると考えている。  
保障をどこまでするのかの問題です。
- 組合) 今後のスケジュールについては。
- 会社) パンフレットを1月下旬にと考えています。  
その後、各組合に同意を求めていく。  
内容の変更は無いと考えます。  
管理者(課長)が説明するのは難しい。  
全管理者に対して勉強会を考えています。
- 組合) 代表者とは誰をいうのか。
- 会社) 三者会議の三者とは、事業主と加入者(現役含む)と受給権者です。  
選出方法も決まってはいません。  
初めての取組みなので手探りの状態です。  
三者会議での決定を経てからOBの人への同意徴収をします。  
全員、署名・捺印をして原本を厚生労働省に提出します。
- 組合) 選択一時金についてはどうなのか。
- 会社) 元本の損失はありません。  
個々個人の額まで明示したいが11万人出せるかどうかという事もある。  
説明会を参加しやすいようにと考えている。
- 組合) 既裁定者の回答無き人にはどうするのか。
- 会社) 同意徴収の返送が無い人に対しては、たずねるだろう。
- 組合) 退職・再雇用者も同意徴収の対象に含まれるのか。
- 会社) 含まれます。
- 会社) 企業年金制度を守るためにも給付減額せざるをえない。ご協力を。
- 組合) NTTは日本のトップ企業であり、その影響は大きい。中間決算で8426億円もの国内最高益をはじき出すNTTが、掛け金の増大に耐えられないとは考えられない。したがって老後の生活に大きな影響を及ぼす給付減額には反対である。

## N関労ホームページ

<http://www.n-kanrou.com/>

NTT労働者の闘いの砦、労働組合運動の再生をめざすN関労のホームページです。

## トピックス

### 「東京ゼネラル」破綻で NTT労組のスト資金230億円パーか？

東京新聞によると、商品先物最大手「東京ゼネラル」(福岡市)が情報労連から運用を委託された約300億円のうち、未回収の約230億円の大半が弁済されない可能性が高いことがこのほど情報労連の説明などで分かった。情報労連は1993年にNTT労組の組合員らが加入する電通共生協「ひろがり」の保険料から、組合員に無断で約303億円を取り崩し、東ゼネに運用を委託しており、組合員が積み立てた230億円前後の資金が失われる見通しとなった。

同労連の説明によると、5年間で約390億円にして戻す約束だったが、満期の98年に戻されたのは「運用利益」の約85億円だけ。その後、再三にわたり催促したにもかかわらず、現金計40数億円と、代物弁済で評価額約25億円の中国・上海のビルが返されたただけだったという。

この「ひろがり」の穴埋めとして、組合員に無断でNTT労組組合員から集めたストライキ資金を担保として労金から借金しており、ストライキ

資金約230億円がパーになる可能性もある。

どちらにしても組合員の財産が失われる、という現実をNTT労組がどう説明するか、それに組合員が納得するかどうか、注目される。

### NTT労組東北

#### 総支部委員長らが選挙違反で起訴 民主党議員2名が連座制で失職か

新聞報道によると、先の総選挙で当選した民主党宮城1区今野東、同2区鎌田さゆり両議院派の選挙違反で、NTT労組東北総支部執行委員長相座芳和、同総支部事務局長加藤正彦ら9名が公選法違反(利益誘導)で逮捕された事件で、仙台地検は両議員の連座制適用にむけて仙台地裁に「100日裁判」を申し立てた。

相座らは、宮城1、2区の同候補の選挙運動における電話戦術をNTT関連会社の「NTTソルコ東北支店」に業務委託、これが利益誘導にあたるとして逮捕されたもの。

それにしても選挙運動を関連会社に業務委託するという感覚は前代未聞であるとともに、選挙運動のイロハも知らない役員に、NTT労組組合員もあきれている。

### 「勤怠管理」は過去の事？

私は一昨年姫路ソリューションにいましたが、年休申請をしたところその管理名が「勤怠管理」となっていました。

今は「勤務管理」と訂正していますが、年休や病休を取得する事に対して「勤務を怠る」という名称が使われている事に疑問を感じていました。

「怠る」の意味は、「しなければならない事をしないでおく」という意味です。とすれば、「勤める=仕事に従事する」事を「しない」という事になります。

「勤怠管理」を「勤務管理」に訂正したという事は、「勤怠管理」は不適切であるという事を意味していると思われれます。ちなみに、「怠る」の熟語に「怠慢」という言葉があります。

しかし、ある職場では今もサービス名として「勤怠管理」という名称が使用されています。

使用者側からみて、労働者を管理する時に「どれ

### おふさいど

だけ働いたか」ではなく「どれだけ仕事を怠ったか」で管理している事だと言えます。

普段「怠る」というイメージは「さぼる」という感覚になっていますが考え過ぎでしょうか。

現在、NTTでも他の会社でも「成果主義」賃金が導入されています。そして「評価制度」で賃金格差が拡大されています。私も昨年D評価にされました。

評価の理由は「売上は……。」です。

一方で「売上」を言い、一方で「怠る」で評価されたらたまりません。

まず、「休む」事すら「悪」であるかのような「勤怠管理」の名称を使用させない事から始めなければなりません。NTTは、「人権を守り、改善する企業」と言っています。

「勤怠管理」がちょっと気になる私でした。(Y)